

泉大津市教育委員会と株式会社スポーツニッポン新聞社との
情報発信連携に関する協定書

泉大津市教育委員会(以下「甲」という。)と株式会社スポーツニッポン新聞社(以下「乙」という。)は、甲が作成する教育・行政情報の発信について、連携協力するために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲または泉大津市内の学校(以下「甲等」という。)が実施する施策、行事、授業等の内容の情報を、魅力的・効果的に発信するために連携協力することを目的とする。

(連携事業内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事業を連携協力して実施するものとする。

- (1) 甲は、甲等が実施した施策、行事、授業等について、発信するための動画及び記事を作成する。
- (2) 乙は、甲の前号の動画及び記事について、魅力的・効果的に作成できるように、企画や動画編集等において協力する。
- (3) 甲は、完成した動画及び記事を、泉大津市のホームページに掲載する。
- (4) 乙は、完成した動画及び記事を、スポニチアネックス等に掲載する。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務。

(協定期間)

第3条 本協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。なお、本協定の期間満了に際し、甲及び乙が更新したい旨の申し出がある場合は、互いの意思を確認の上、1年間期間延長するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定の連携事業により知り得た秘密情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権)

第5条 本協定の連携事業で掲載された動画(以下「本動画」という。)及び記事(以下「本記事」という。)に対する著作の権利は甲に帰属する。ただし、甲は乙に次の行為を認める。

- (1) 乙が運営するニュースサイト「スポニチアネックス」に、本記事を掲載すること。

- (2) 乙が発行する「スポーツニッポン」等の紙媒体に、本記事を掲載すること。
- (3) 本記事を再編集し、甲の了承を得た上で上記(1)(2)の行為を行うこと。
- (4) ニュースサイト「スポニチアネックス」、及び「スポーツニッポン」等の紙媒体に、本動画から作成した静止画像を掲載すること
- (5) ニュースサイト「スポニチアネックス」及び、乙がアカウントを持つソーシャルメディアに、本動画へのリンクを掲載すること。

2 前項各号について疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和5年4月1日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市教育委員会
教育長 竹内 悟 (印)

乙 東京都江東区越中島2丁目1番30号
株式会社スポーツニッポン新聞社
執行役員 デジタル戦略室長
小寺 秀樹 (印)